

もしも従業員が 裁判員に 選ばれたら？

裁判員休暇制度が求められています



裁判員制度は、国民が裁判員として刑事裁判に参加し、
裁判官と一緒に有罪・無罪や刑の内容を決める制度です。
裁判員等に選ばれた従業員の方が参加しやすいよう、
裁判員休暇を導入しましょう。

なぜ裁判員休暇制度が必要なのでしょうか？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするかを決める制度です。

従業員が裁判員等に選ばれた場合には、裁判員等の仕事に必要な休みを取ることは法律で認められています(労働基準法第7条)が、その休暇を有給休暇とするか無給休暇とするかは、各企業の判断に委ねられています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参画することは「公の職務の執行」に当たり、裁判員の参加する刑事事件に関する法律第100条により、従業員が裁判員としての職務を行うための休暇を取得したこと等により、解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

従業員が裁判員としての職務等を十分に行うことができるよう、「裁判員休暇制度」の導入を検討しましょう。

労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)

◆ 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者

事業主は、労働基準法第7条において、労働者が公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならないこととされていることを踏まえ、**公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行する労働者のための休暇制度等を設けること**について検討すること。

なお、労働者が裁判員の職務を行う場合については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第100条において、労働者が当該職務を行うために休暇を取得したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないこととされていることに留意すること。

裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院)

五 **事業者による特別な有給休暇制度の導入などの職場環境改善の促進**、保育所・学童保育等を日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むこと。

裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(参議院)

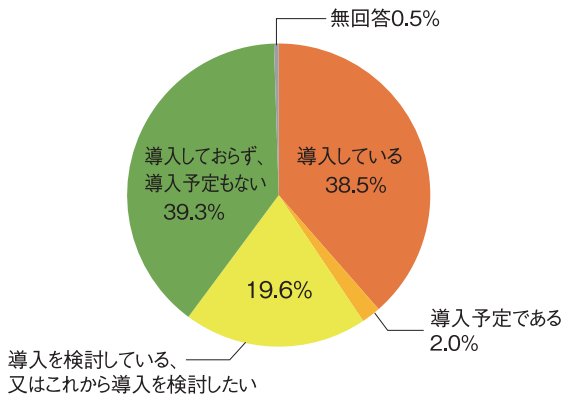
四 地方公共団体、企業等との協力体制を強化して、**特別な有給休暇制度の導入**や託児・介護施設の優先的利用等、仕事や家庭を持つ国民が裁判員等として活動しやすい環境の整備について更に積極的に取り組むこと。



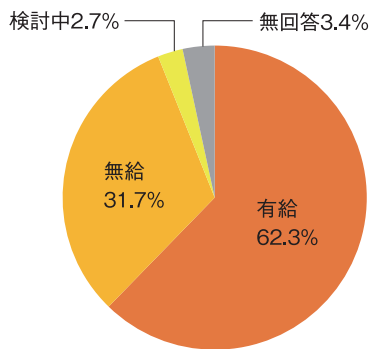
裁判員休暇制度の導入状況

裁判員休暇については、約4割の企業で導入されており、導入予定、又は導入を検討している企業は約2割となっています。裁判員休暇の導入に当たっては、6割を超える企業が有給での休暇を導入、検討しています。

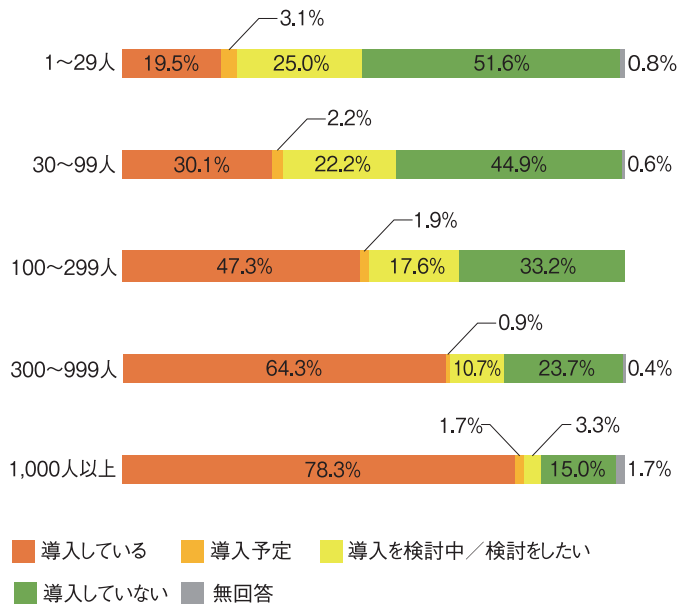
裁判員休暇制度の導入状況 (N=2,397)



有給・無給 (N=973)



裁判員休暇制度の導入状況(企業規模別) (N=2,388)



出典：令和2年度「『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」

裁判員休暇制度を導入している企業をご紹介します

株式会社奥村組

事業内容：建設業（総合建設業） 従業員数：2,025名（2020年3月末時点）

2009年の裁判員制度開始と同時に裁判員休暇制度を導入。裁判員として必要とする日数を取得することができ、候補者として裁判所に実際に赴いた時から利用が可能（時間単位での取得も可能）。

株式会社オガワエコノス

事業内容：廃棄物処理業 従業員数：250名（2019年4月時点）

従業員が必要に応じて休暇を取得しやすい職場環境の整備として、社会貢献休暇制度を導入。裁判員は必要な日数を有給で取得可能。

Simple株式会社

事業内容：サービス業（転職支援サービス業） 従業員数：16名（2020年12月時点）

従業員が裁判員に選定された時に、年次有給休暇の残り日数を気にすることなく安心して公務に協力できるよう、裁判員として必要な日数を有給で取得できる裁判員休暇制度を導入。

田辺三菱製薬株式会社

事業内容：製造業（医薬品の製造・販売） 従業員数：3,764名（2020年3月末時点、単独）

従業員が公民としての権利行使または義務履行（裁判員等の活動）の際に取得できる、有給の公務休暇を導入。従業員からの申請により会社が都度その目的に応じて公務制や必要日数を判断している。

就業規則記載例

(裁判員のための休暇)

第〇条 労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり休暇を与える。

- | | |
|-------------------|-------|
| ①裁判員又は補充裁判員となった場合 | 必要な日数 |
| ②裁判員候補者となった場合 | 必要な時間 |

注)裁判員制度に関し、労働者が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合で、労働者からその職務に必要な時間を請求された場合、使用者はこれを拒んではなりません。そのため、就業規則の記載例としては上記のような書き方となります。

働き方・休み方改善ポータルサイトをご活用ください!

厚生労働省が運営する「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、裁判員休暇をはじめ、特別休暇制度に関連する参考資料、他社の取組事例、就業規則の記載例等を紹介しています。是非ご活用ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方



働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方・休み方改善ポータルサイトでは、下記のアイコンから、企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。働き方・休み方改善にご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイトをj活用して働き方・休み方改善に取り組んでみませんか? <使い方パンフレット> [2.13MB]

特別休暇制度に関する情報はこちら

- 特別休暇制度導入事例集を掲載しています。
- 特別休暇制度を導入している企業の事例を業種別、規模別、休暇制度別に検索できます。

